

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づく個人番号(マイナンバー)の収集について

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)に基づき個人番号を収集します。

議員の皆様におかれましては、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

**【収集の目的】**

源泉徴収事務のため(番号法第9条第3項)

**【収集方法及び番号確認並びに本人確認等】**

別紙、「マイナンバーの収集について」を参照願います。

**【留意事項】**

マイナンバーの提出については、関係書類を封入し厳封のうえ、持参又は郵送による場合は書留を利用するなど、確実に提出の事実が分かる方法により願います。

重要な個人情報ですので、提出へのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

今回の提出につきましては、平成28年2月16日開催の定例会時にご持参のうえ提出を願います。

(連絡先)

大阪広域水道企業団 議会事務局

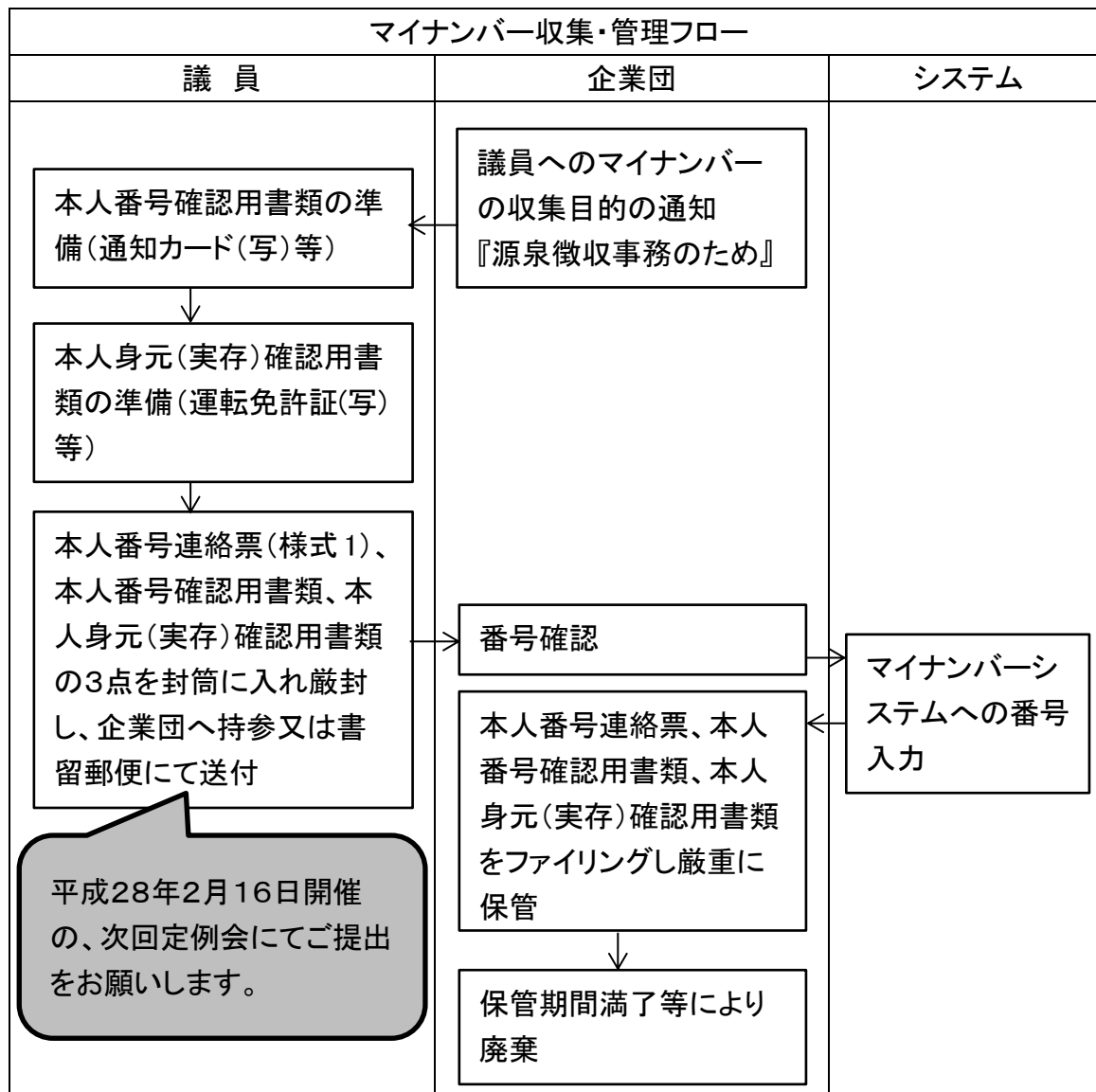
電話:06-6944-6045

メール:[gikai@sbox.wsa-osaka.jp](mailto:gikai@sbox.wsa-osaka.jp)

担当:尾崎(おざき)

## マイナンバーの収集について

### 1 事務フロー



### 2 マイナンバーの収集

○封筒に下記の書類を封入し厳封し、議会事務局へのご提出をお願いします。

- ①本人番号連絡票(様式1)
- ②本人番号確認用書類
- ③本人身元(実存)確認用書類

○本人番号確認用書類

下記のいずれかの書類をご提出願います。

- ・通知カードの写し
- ・個人番号カードの写し
- ・個人番号の記載された住民票又は住民票記載事項証明書(写しで可)

○本人身元(実存)確認用書類

下記のいずれかの書類(写し)をご提出願います。

以下の書類のうちいずれか1つ

個人番号カード、運転免許証、運転経歴証明書(交付年月日が平成24年4月1日以降のものに限る。)、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書	
写真付き学生証、写真付き身分証明書、写真付き社員証、写真付き資格証明書(船員手帳、海技免状、狩猟・空気銃所持許可証、宅地建物取引士証、電気工事士免状、無線従事者免許証、認定電気工事従事者認定証、特殊電気工事資格者認定証、耐空検査員の証、航空従事者技能証明書、運行管理者技能検定合格証明書、動力車操縦者運転免許証、教習資格認定証、検定合格証(警備員に関する検定の合格証)等)	氏名及び生年月日又は住所(以下「個人識別事項」という。)が記載されているもので、提出時において有効なものに限る。
税理士証票	提出時において有効なものに限る。
戦傷病者手帳	提出時において有効なものに限る。

上記の書類がない場合は、以下の書類のうちいずれか2つ

国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療若しくは介護保険の被保険者証、健康保険日雇特例被保険者手帳、国家公務員共済組合若しくは地方公務員共済組合の組合員証、私立学校教職員共済制度の加入者証、国民年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書	
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

<p>学生証(写真なし)、身分証明書(写真なし)、社員証(写真なし)、資格証明書(写真なし)(生活保護受給者証、恩給等の証書等)</p>	<p>個人識別事項が記載されているもので、提出時において有効なものに限る。</p>
<p>国税、地方税、社会保険料、公共料金の領収書、納税証明書</p>	<p>領収日付の押印又は発行年月日、及び個人識別事項が記載されているもので、提出時において領収日付又は発行年月日が6ヶ月以内のものに限る。</p>
<p>印鑑登録証明書、戸籍の附票の写し(謄本若しくは抄本も可)、住民票の写し、住民票記録事項証明書、母子健康手帳</p>	<p>個人識別事項が記載されているもので、提出時において有効なもの又は発行若しくは発給された日から6ヶ月以内のものに限る。</p>
<p>源泉徴収票(給与所得の源泉徴収票、退職所得の源泉徴収票、公的年金等の源泉徴収票)、支払通知書(配当等とみならず金額に関する支払通知書、オープン型証券投資信託収益の分配の支払通知書、上場株式配当等の支払通知書)、特定口座年間取引報告書</p>	<p>個人識別事項が記載されているものに限る。</p>